

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

これまでの大量生産・大量消費の社会から循環型社会への転換を図ることを目的として、国では平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を施行した。この法律は、形成すべき循環型社会の姿を明確に示し、国、地方公共団体、事業者、国民の果たすべき責務を明らかにしている。

将来に良好な環境を残すために、市民、事業者、行政のそれぞれが、役割をしっかりと自覚し、資源循環の大切さを深く認識するとともに、更に環境への負荷低減をも考える中で、心あるごみ減量とリサイクル行動を実践していかなければならない。

このような状況の中、本市では平成18年3月に策定した現計画において、キーワード「HEART」に込めた理念のもと、一人ひとりがごみ処理に関して、ごみマナー厳守をはじめとする“心ある行動”を徹底し、資源循環型社会をめざし、常に環境への負荷低減を考える心を持って行動していくこととしている。

また、ごみ減量と資源再利用推進会議をはじめ、NPO・ボランティア団体、事業者・行政など全ての者の協働によって構築していくことを基本理念としている。

本計画における基本理念については、現計画の基本理念を踏襲し、今後より一層のごみ減量化、資源化を推進し、資源循環型社会のさらなる推進を図ることとする。

基本理念

大津 ～ H E A R T プ ラ ン

～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～

H : h e a r t	心
E : e n v i r o n m e n t	環境
A : a c t i o n	行動
R : r e c y c l e	循環
T : t o g e t h e r	協働
t o t a l s y s t e m	総合システム

第2節 基本方針

基本理念に基づき、本市における3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととする。

○ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践していく【発生段階での対策】

循環型社会を構築するには3Rを推進する必要がある。その中でもReduce（ごみを出さない）が最も重要であることから、ごみの発生抑制策について率先して取り組むとともに、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場において“心ある行動”の実践を目指す。

○更に充実した資源循環の仕組みの構築【排出段階での対策】

徹底した発生抑制策を講じた後に発生する不要物については、ごみではなく徹底して資源として有効活用されるよう、リサイクルシステムの充実を図り、環境への負荷を最小限に抑制する。

○資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践【収集運搬・処理処分での対策】

3Rに基づく発生抑制、再利用、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、資源循環・低環境負荷を踏まえた適正な収集運搬・処理処分を実施する。また、不法投棄や野外焼却などの不適正処理についても、必要な対策を講じる。

第3節 ごみ減量化目標

1. 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年度については、平成 32 年度とする。基準年度については、今後の進捗管理上、全国数値との比較がしやすいという点から、国の基本方針に準拠し平成 19 年度とする。また中間目標年度を設けることとする。

目標年度：平成 32 年度（2020 年度）
中間目標年度：平成 27 年度（2015 年度）
基準年度：平成 19 年度（2007 年度）

2. 減量化・資源化目標値の設定

減量化・資源化目標値の設定については、第 5 章第 1 節に定めた基本理念に基づき、循環型社会の構築を目指し、3R 及び適正処理の考え方に立った目標値とする。

(1) ごみ排出量に関する目標 (Reduce)

家庭系ごみ A

原単位*を平成 19 年度に対して
中間目標年度(平成 27 年度)に約 15%
目標年度(平成 32 年度)に約 20%削減する
(資源回収されるものを除く)

事業系ごみ A'

原単位を平成 19 年度に対して
中間目標年度(平成 27 年度)に約 15%
目標年度(平成 32 年度)に約 20%削減する
(資源回収されるものを除く)

原単位 (g/人・日) F = ごみ排出量 (t/年) a ÷ 人口 (人) l ÷ 365 × 1,000,000

(2) 資源化に関する目標 (Reuse, Recycle)

再生利用率 B

(集団回収、排出前不要物(拠点回収等)を含む)
中間目標年度(平成 27 年度) 約 18%
目標年度(平成 32 年度) 約 20%

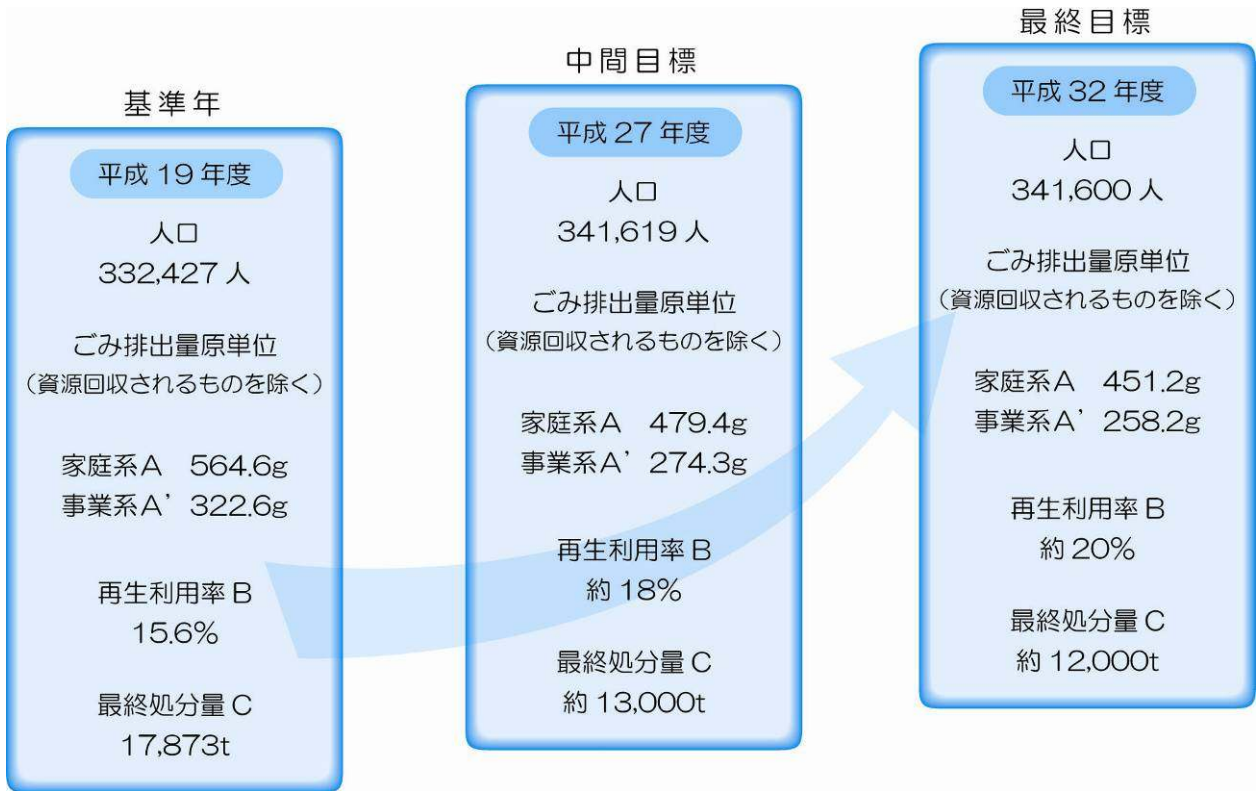
再生利用率 = (市による資源化量 g + 排出前不要物 c + 集団回収 d) ÷ (e 総排出量 + c 排出前不要物)

(3) 最終処分に関する目標

最終処分量 C

平成 19 年度に対して
中間目標年度(平成 27 年度)に約 26%
目標年度(平成 32 年度)に約 33%削減する

* : 原単位はここでは「1 人 1 日あたりのごみ量」をいう。人口の増減があるため、ごみ量の目標値と実績については排出量よりも原単位の方が比較しやすい。



注) 再生利用率及び最終処分量については、現行の処理方式で試算している。

図 5-3-1 予測結果と目標値の関係

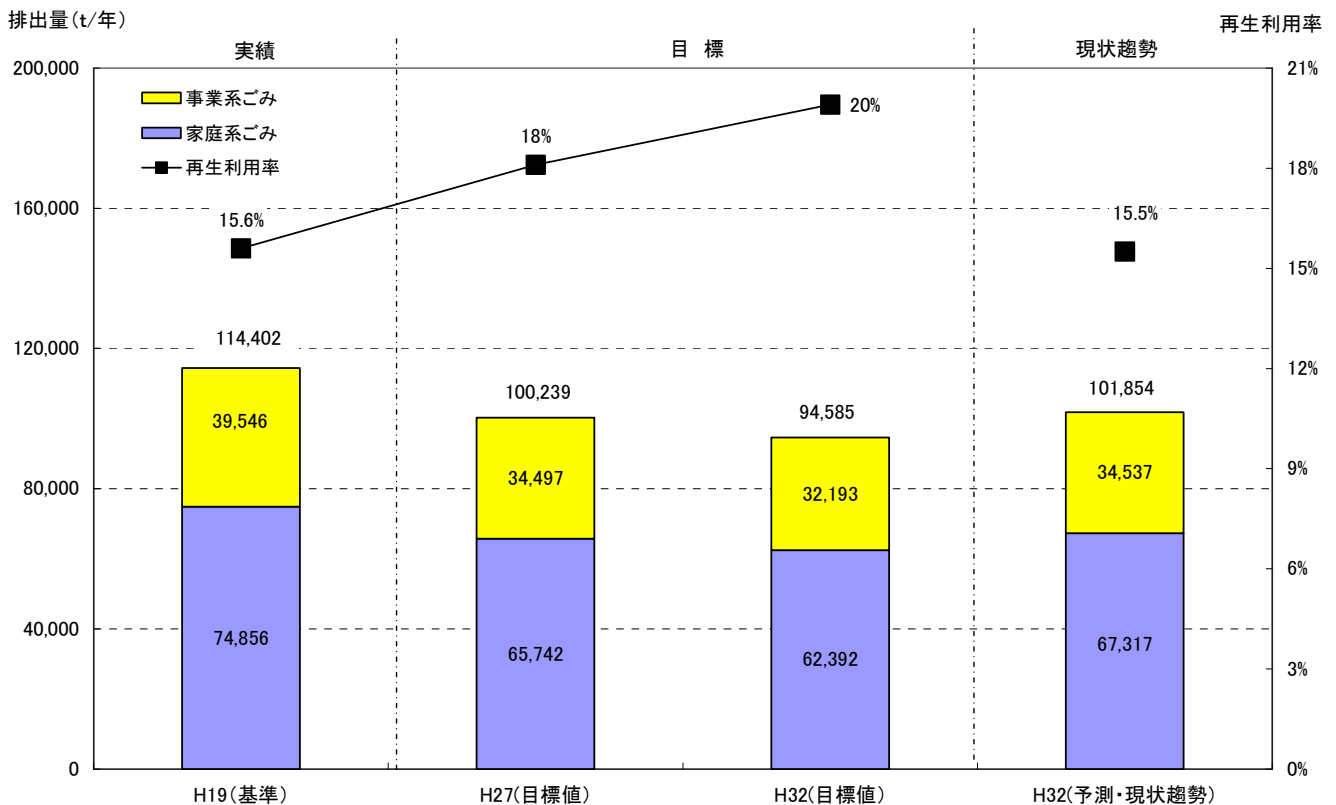


表 5-3-1 減量等目標値

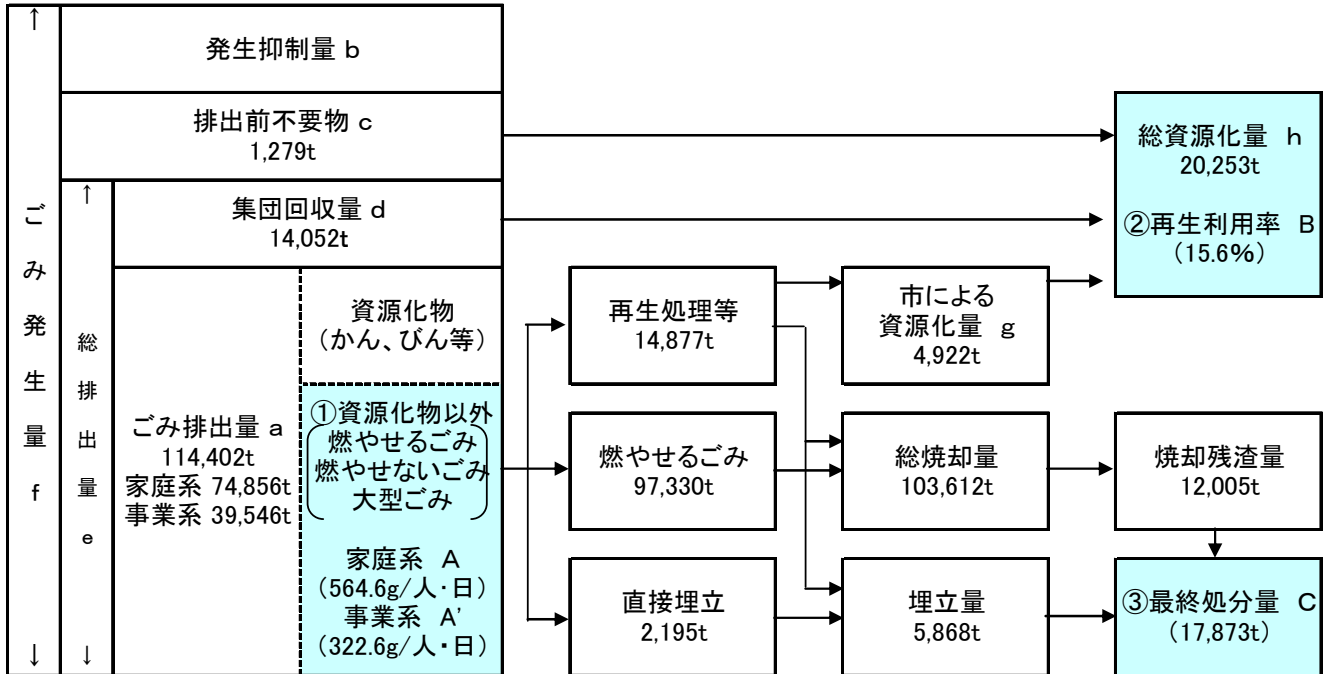
項目/年度		平成19年度 (基準年)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (最終目標)	基準年 に対する 増加量 (H27)	基準年 に対する 増加量 (H32)
①ごみ排出量 原単位 (資源 回収されるも のを除く)	家庭系 (g) A	564.6	479.4	451.2	-15%	-20%
	事業系 (g) A'	322.6	274.3	258.2	-15%	-20%
②再生利用率(%) $B = h \div (e + c)$		15.6	18	20	16%	27%
③最終処分量(t) C		17,873	13,143	11,964	-26%	-33%
④総排出量 (t) $e = a + d$		128,454	114,118	109,335	-11%	-15%
⑤集団回収(t) d		14,052	13,879	14,750	-1%	5%
⑥ごみ排出量(t) $a = F \times 1 \times 365 \text{日} (366 \text{日}) \div 1,000,000$		114,402	100,239	94,585	-12%	-17%
家庭系(t) $i = j + k$		74,856	65,742	62,392	-12%	-17%
資源化物(t) j		6,168	5,802	6,134	-6%	-1%
資源化物以外(t) k		68,688	59,940	56,258	-13%	-18%
事業系(t) $i' = j' + k'$		39,546	34,497	32,193	-13%	-19%
資源化物(t) j'		300	200	0	-33%	-100%
資源化物以外(t) k'		39,247	34,297	32,193	-13%	-18%
⑦ごみ排出量原単位 (計画目標値) (g) $F = E + E'$		940.3	801.7	758.6	-15%	-19%
家庭系(g) $E = A + D$		615.2	525.8	500.4	-15%	-19%
資源化物(g) D		50.7	46.4	49.2	-8%	-3%
事業系(g) $E' = A' + D'$		325.0	275.9	258.2	-15%	-21%
資源化物(g) D'		2.5	1.6	0.0	-35%	-100%
⑧ごみ排出量原単位 (現状趨勢) (g) $J = I + I'$		940.3	826.6	816.9	-12%	-13%
家庭系(g) $I = G + H$		615.2	546.4	539.9	-11%	-12%
資源化物(g) G		50.7	41.6	41.1	-18%	-19%
資源化物以外(g) H		564.6	504.8	498.8	-11%	-12%
事業系(g) $I' = G' + H'$		325.0	280.2	277.0	-14%	-15%
資源化物(g) G'		2.5	1.6	1.5	-35%	-39%
資源化物以外(g) H'		322.6	278.6	275.5	-14%	-15%
⑨減量目標原単位(g) $O = N + N'$		-	-14.8	-39.8	-	-
家庭系(g) $N = K + L + M$		-	-10.5	-21.0	-	-
資源化物(g) $K = -(G) + D$		-	4.8	8.1	-	-
資源化物以外(g) $L = -(H) + A$		-	-25.4	-47.6	-	-
集団回収移行分(g) M		-	10.1	18.5	-	-
事業系(g) $N' = K' + L'$		-	-4.3	-18.8	-	-
資源化物(g) $K' = -(G') + D'$		-	0.0	-1.5	-	-
資源化物以外(g) $L' = -(H') + A$		-	-4.3	-17.3	-	-
⑩人口 (人) I		332,427	341,619	341,600	3%	3%
⑪市による資源化量(t) g		4,922	5,667	5,906	15%	20%
⑫排出前不要物(t) c		1,279	1,297	1,297	1%	1%
⑬総資源化量(t) $h = d + g + c$		20,253	20,843	21,953	3%	8%
⑭総排出原単位 (現状趨勢) $Q = J + P$		1,055.8	927.5	916.7	-12%	-13%
集団回収(g) P		115.5	100.9	99.8	-13%	-14%
⑮総排出原単位 (計画目標値) $S = F + R$		1,055.8	912.7	876.9	-14%	-17%
集団回収(g) $R = M + P$		115.5	111.0	118.3	-4%	2%

注1：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

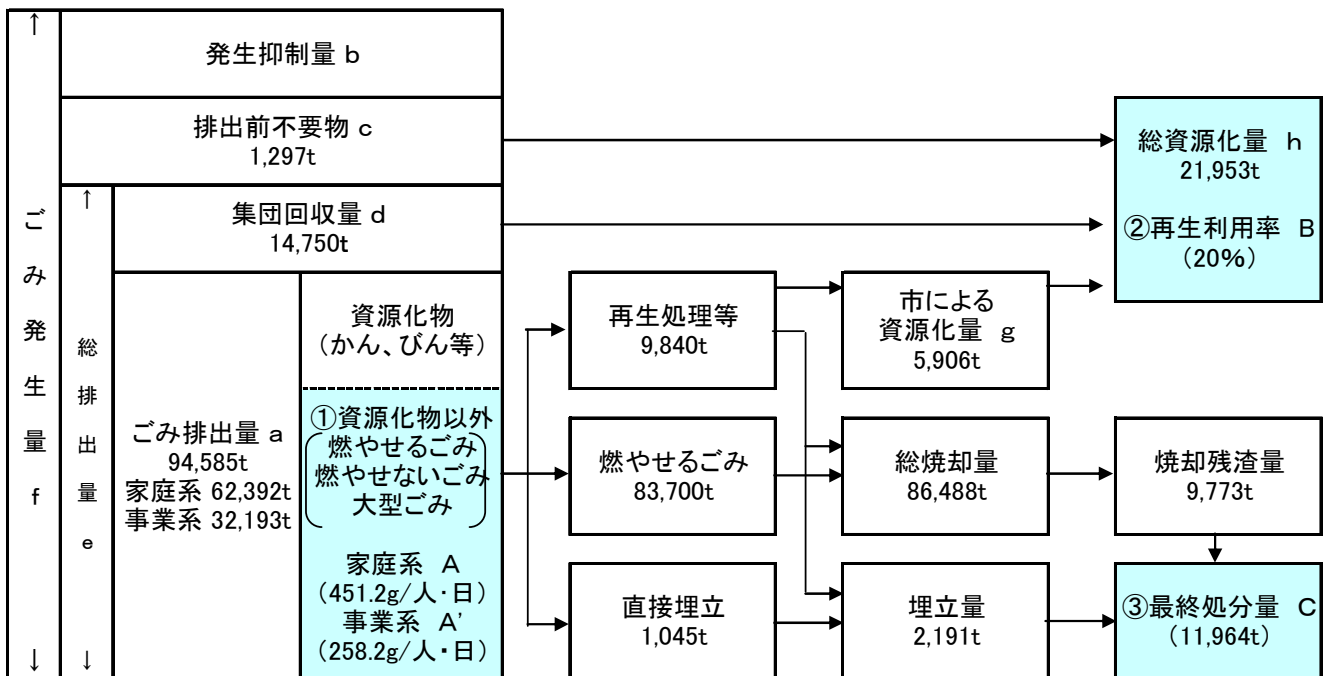
注2：閏年は366日で計算した。

図 5-3-2 現状及び目標達成後のフロー

〈基準年…平成19年度〉



〈目標年…平成32年度〉



注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第4節 行動計画

本市が掲げるごみ処理基本計画の基本理念及び3つの基本方針に基づき、目標達成のために実践する主要な施策は、本市が主体となって実施する行政計画である。

しかしながら、資源循環と環境への負荷低減を実現するには、一人ひとりがライフスタイルを「意識的に変える」ことや継続的に実践することにより、大きな目標に到達することが可能となる。したがって、ごみ排出量に関する目標をはじめとする各種目標値を達成するためには、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場からできることを実践していく必要がある。

施策の体系図を図5-4-1～図5-4-3に示す。また主要施策スケジュール及び役割分担について表5-4-1に示す。

(表5-4-1中「新規」は新規施策、「継続」は既の実施している施策、「拡充」は既の実施しているが、対象の拡大や単価の見直し等取り組みを強める施策。)

図 5-4-1 施策の体系図（全体）

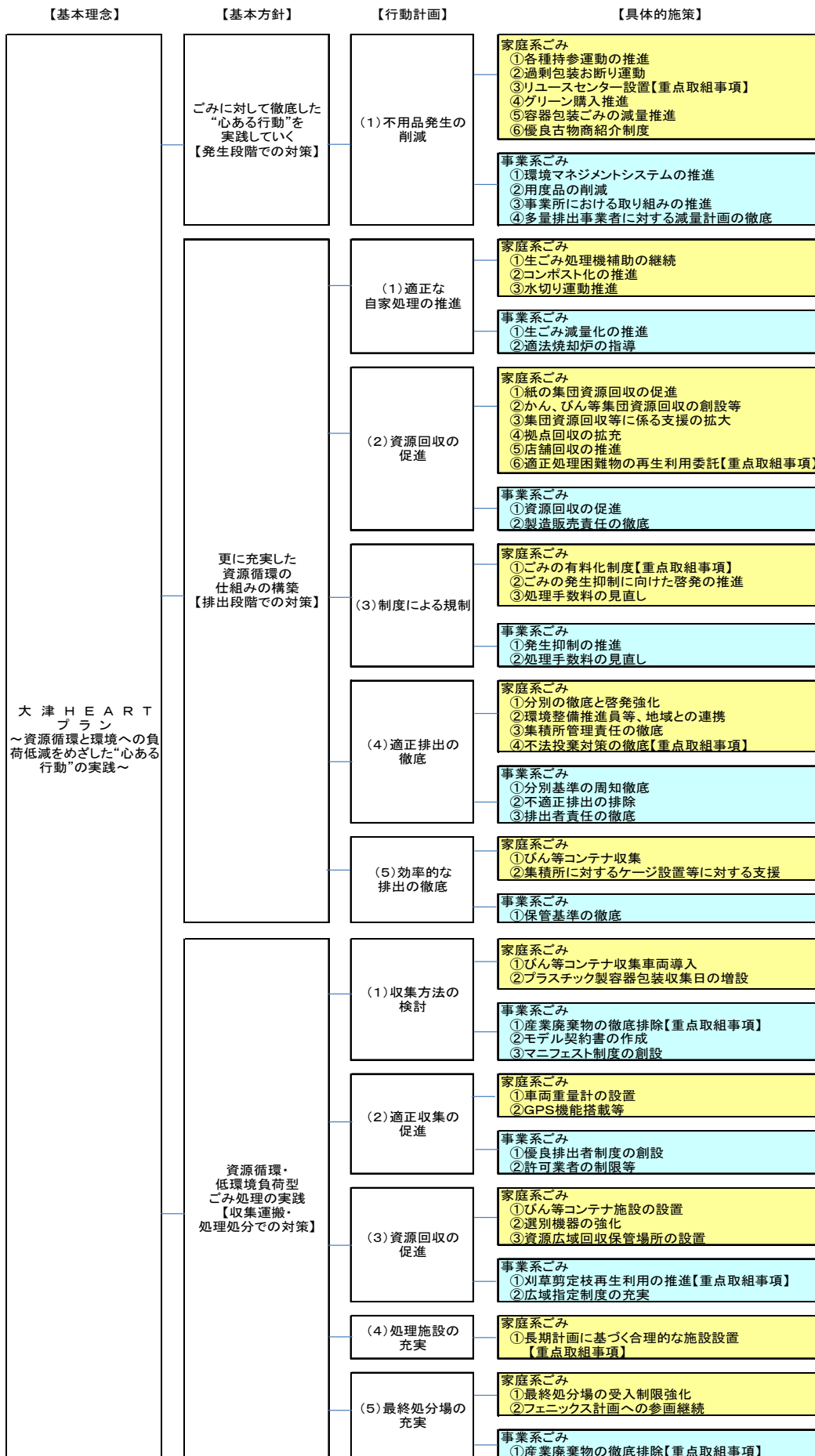


図 5-4-2 施策の体系図（家庭系）

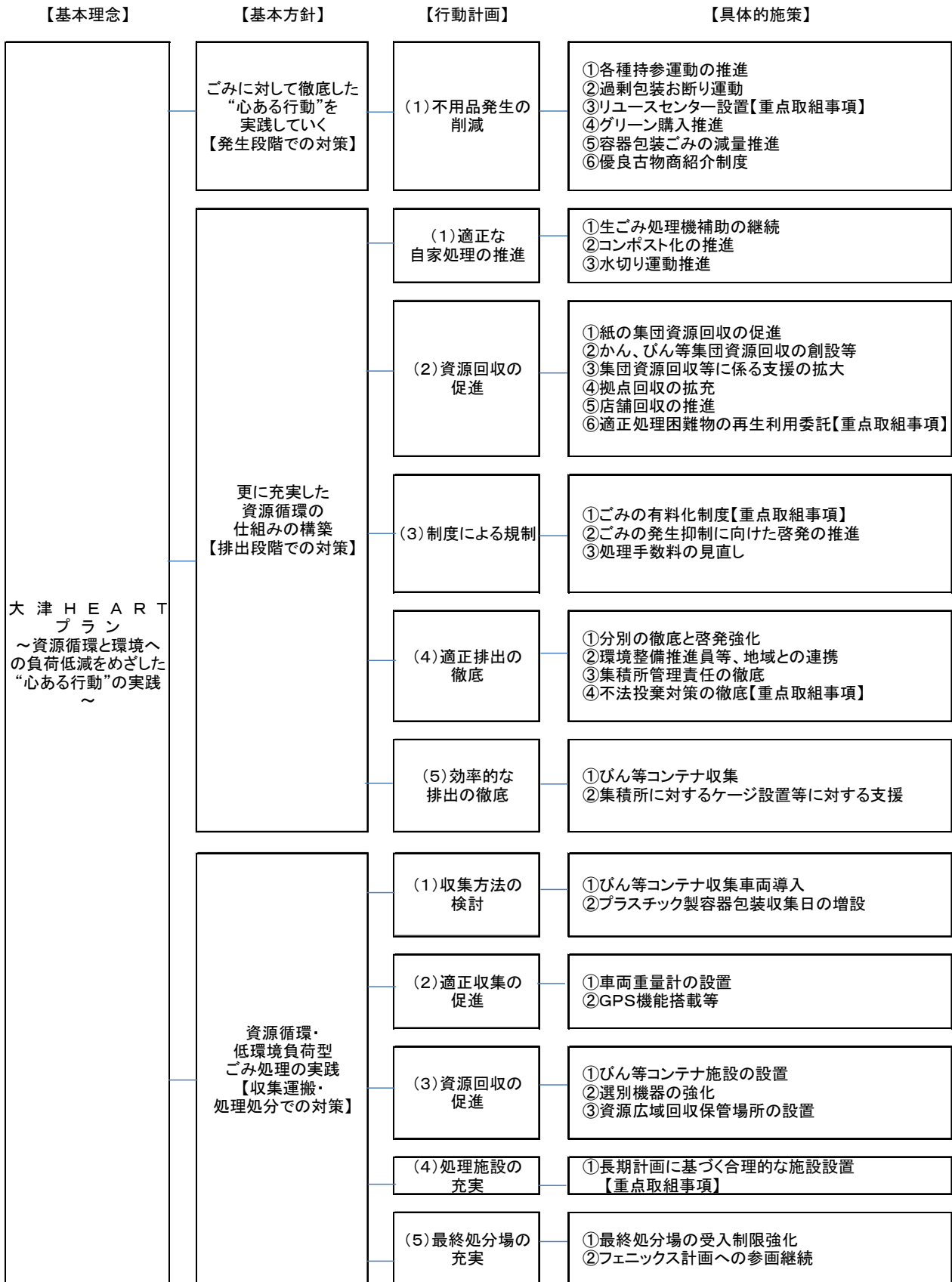
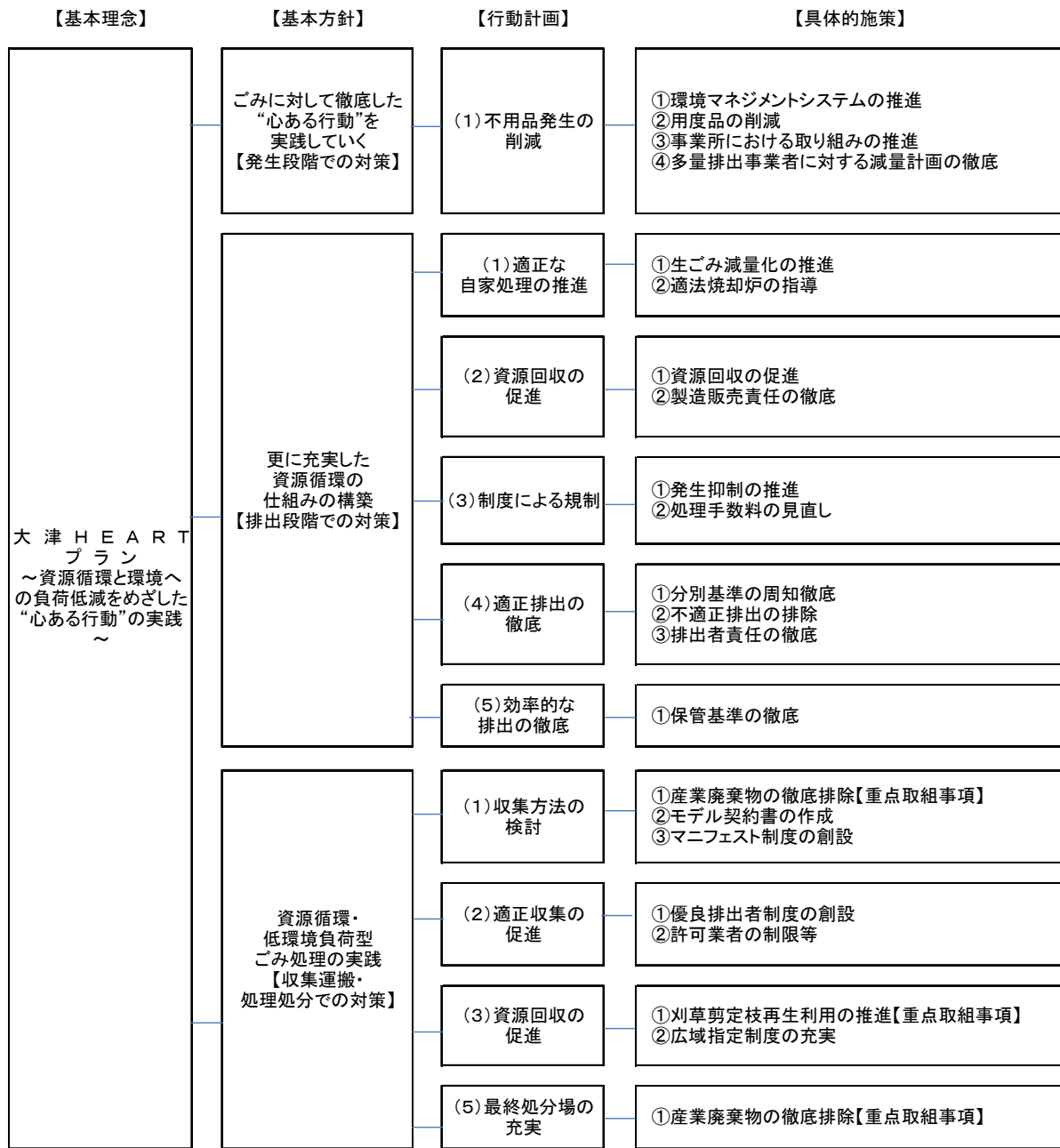


図 5-4-3 施策の体系図（事業系）



ごみ種別の減量目標値を表 5-4-2 に示す。

表 5-4-2 ごみ種別の減量目標値

ごみ種	単位:g/人・日	
	平成27年度	平成32年度
家庭系ごみ量合計	-20.6	-39.5
燃やせるごみ	-24.3	-45.5
燃やせないごみ	-0.1	-0.1
資源ごみ	4.8	8.1
乾電池	0.0	-0.3
大型ごみ	-1.0	-2.0
事業系ごみ量合計	-4.3	-18.8
燃やせるごみ	-2.6	-10.3
燃やせないごみ	0.0	0.0
資源ごみ	0.0	-1.5
大型ごみ	-1.7	-7.0
減量目標 合計	-24.9	-58.3
集団回収増加分	10.1	18.5
合計	-14.8	-39.8

表 5-4-1 主要な施策の実施スケジュール及び役割分担

【行動計画】	対象ごみ	【具体的施策】	区分	市民	事業者	市	前期	後期
(1) 不用品発生削減	家庭系ごみ	①各種持参運動の推進	拡充	○		○	← 拡充 →	
		②過剰包装お断り運動	継続	○		○	← 継続 →	
		③リユースセンター設置【重点取組事項】	新規			○	検討	施設運営
		④グリーン購入推進	継続			○	← 継続 →	
		⑤容器包装ごみの減量推進	新規	○		○	← 実施 →	
		⑥優良古物商紹介制度	新規			○	検討	実施
	事業系ごみ	①環境マネジメントシステムの推進	継続			○	← 継続 →	
		②用度品の削減	継続		○	○	← 継続 →	
③事業所における取り組みの推進		拡充		○	○	← 拡充 →		
④多量排出事業者に対する減量計画の徹底		拡充		○	○	← 拡充 →		
(1) 適正な自家処理の推進	家庭系ごみ	①生ごみ処理機補助の継続	継続			○	← 継続 →	
		①コンポスト化の推進	新規	○		○	← 実施 →	
		②水切り運動推進	拡充	○		○	← 拡充 →	
	事業系ごみ	①生ごみ減量化の推進	拡充		○	○	← 拡充 →	
		②適法焼却炉の指導	継続		○	○	← 継続 →	
(2) 資源回収の促進	家庭系ごみ	①紙の集団資源回収の促進	継続	○		○	← 継続 →	
		②かん、びん等集団資源回収の創設等	新規			○	← 実施 →	
		③集団資源回収等に係る支援の拡大	拡充			○	← 適宜見直し →	
		④拠点回収の拡充	拡充			○	検討	拡充
		⑤店舗回収の推進	継続			○	← 継続 →	
		⑥適正処理困難物の再生利用委託【重点取組事項】	新規			○	検討	実施
	事業系ごみ	①資源回収の促進	拡充		○	○	検討	拡充
		②製造販売責任の徹底	継続		○	○	← 継続 →	
(3) 制度による規制	家庭系ごみ	①ごみの有料化制度【重点取組事項】	新規			○	検討	実施
		②ごみの発生抑制に向けた啓発の推進	拡充			○	← 適宜見直し →	
		③処理手数料の見直し	拡充			○	← 適宜見直し →	
	事業系ごみ	①発生抑制の推進	新規			○	検討	実施
		②処理手数料の見直し	拡充			○	← 適宜見直し →	
(4) 適正排出の徹底	家庭系ごみ	①分別の徹底と啓発強化	継続	○		○	← 継続 →	
		②環境整備推進員等、地域との連携	拡充	○		○	← 拡充 →	
		③集積所管理責任の徹底	継続	○		○	← 継続 →	
		④不法投棄対策の徹底【重点取組事項】	継続			○	← 継続 →	
	事業系ごみ	①分別基準の周知徹底	継続		○	○	← 継続 →	
		②不適正排出の排除	拡充		○	○	← 拡充 →	
		③排出者責任の徹底	継続		○	○	← 継続 →	
(5) 効率的な排出の徹底	家庭系ごみ	①びん等コンテナ収集	新規			○	検討	実施
		②集積所に対するケージ設置等に対する支援	新規			○	検討	実施
	事業系ごみ	①保管基準の徹底	継続		○	○	← 継続 →	
(1) 収集方法の検討	家庭系ごみ	①びん等コンテナ収集車両導入	新規			○	検討	実施
		②プラスチック製容器包装収集日の増設	新規			○	検討	実施
	事業系ごみ	①産業廃棄物の徹底排除【重点取組事項】	拡充		○	○	← 拡充 →	
		②モデル契約書の作成	新規		○	○	検討	実施
		③マニフェスト制度の創設	新規		○	○	検討	実施
(2) 適正収集の促進	家庭系ごみ	①車両重量計の設置	新規			○	検討	実施
		②GPS機能搭載等	新規			○	検討	実施
	事業系ごみ	①優良排出者制度の創設	新規			○	検討	実施
		②許可業者の制限等	新規			○	検討	実施
(3) 資源回収の促進	家庭系ごみ	①びん等コンテナ施設の設置	新規			○	検討	実施
		②選別機器の強化	拡充			○	検討	拡充
		③資源広域回収保管場所の設置	新規			○	← 実施 →	
	事業系ごみ	①刈草剪定枝再生利用の推進【重点取組事項】	新規		○	○	検討	実施
		②広域指定制度の充実	拡充		○	○	検討	拡充
(4) 処理施設の充実	家庭系ごみ	①長期計画に基づく合理的な施設設置【重点取組事項】	新規			○	検討	実施
(5) 最終処分場の充実	家庭系ごみ	①最終処分場の受入制限強化	拡充			○	検討	拡充
		②フェニックス計画への参画継続	継続			○	← 継続 →	
	事業系ごみ	①産業廃棄物の徹底排除【重点取組事項】	拡充		○	○	← 拡充 →	

1. ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践していく【発生段階での対策】

(1) 不用品発生の削減

「もったいない」の精神に基づき、日々の生活において、地球環境に対してやさしいもの、使い捨て商品ではなく、長く使えるもの、詰め替え商品などを選び、必要以上のものを買わないように心がける。また、不用品を「必要なもの」に再利用する場としてフリーマーケットやリユースセンターなどを有効活用する。

事業活動を行う上では、徹底したごみの発生抑制を実施する。なお、実施にあたっては、明確な目標値を設定した上で効率的かつ合理的に対策を実施する。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①各種持参運動の推進（拡充）

下記の各種持参運動を推進することで、市民及び事業者の減量化意識の向上が期待できる。

- ・マイバッグ持参運動・・・・・・・・（レジ袋の削減）
- ・マイはし推進運動・・・・・・・・（割り箸の削減）
- ・マイカップ・ボトル推進運動・・・・（紙コップ、ワンウェイ容器の削減）

②過剰包装お断り運動（継続）

不必要な過剰包装を断り、包装の簡素化を推進することで、市民及び事業者の減量化意識の向上が期待できる。

③リユースセンター設置（新規）【重点取組事項】

大型ごみなどの耐久消費財の中にはまだ使用可能なものも多い。拠点としてのリユースセンターを設置し、市が率先して発生抑制、再使用を推進することで、効果的な啓発及び地域の活性化が期待できる。

④グリーン購入推進（継続）

製品やサービスを購入する際に、必要性を再考し、本当に必要なものだけを購入する。また、購入時には製造工程や商品の耐久性などを考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先する。

⑤容器包装ごみの減量推進（新規）

「滋賀県容器包装削減宣言」に基づき、市民に対し事業者及び団体の取組を広報するなど広く意識の啓発を図る。

⑥優良古物商紹介制度（新規）

一定期間の運営及び行政処分の有無、情報公開性や環境保全への取組等を考慮した優良古物商紹介制度を推進することにより、優良業者の育成と適正処理の推進に寄与することが期待できる。

2) 事業系ごみ

①環境マネジメントシステムの推進（継続）

事業者の環境マネジメントシステムを推進することにより、事業の効率化及び環境負荷の低減を推進する。環境マネジメントシステム（ISO14001等）の運用により、環境負荷の低減や廃棄物の発生抑制を図ることができるシステムの構築が期待できる。

②用度品の削減（継続）

用度品の管理方法を見直し、不要な用度品を削減する。

③事業所における取り組みの推進（拡充）

事業所向けごみの減量、資源化の啓発用パンフレットを活用し、業種や事業規模に応じて組織単位での取り組みができるよう情報発信する。また必要に応じて事業所への訪問指導を実施する。

④多量排出事業者に対する減量計画の徹底（拡充）

事業系ごみを多量に発生させる事業者に対し、発生抑制、再利用及び再生利用並びに適正な処理についての指導及び助言を行うため、事業系ごみを一定量以上排出する事業者に対して、減量計画の作成、提出を求める。

（ただし、市内に複数の店舗等がある場合は、それぞれの店舗を一つの事業者とみなす。）

本市では、条例等に基づきその対象事業者を市の処理施設へ年間 50 t 以上搬入する事業者としているが、他都市の動向等を踏まえ、計画期間中に対象事業者の見直しについても検討する。

提出された減量計画に基づき、各事業所のごみ減量化や適正処理に関する個別指導を実施する。減量計画を提出しない事業者に対しては、改善勧告を実施し、さらに勧告を受けた者が従わなかった場合は、その旨を公表する。

2. 更に充実した資源循環の仕組みの構築【排出段階での対策】

(1) 適正な自家処理の推進

生ごみの水切りや堆肥化は身近にできる有効な発生抑制策である。地域性に応じた適正な自家処理の推進にむけて各種施策を実施する。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①生ごみ処理機補助の継続（継続）

現在、実施している生ごみ処理機活用事業補助金制度の継続を基本とし、生ごみの資源化を促進する。補助対象者の範囲の見直しについても検討する。また購入者に対するアンケート調査など追跡調査を実施し、それを分析することにより事業推進のための取り組みについて検討する。

②コンポスト化の推進（新規）

燃やせるごみの約4割が生ごみ（ちゅう芥類）である。身近な燃やせるごみの減量化方策として、家庭におけるコンポスト化を推進する。郊外地域をモデル地域として設定するなどの取り組みを実施し、コンポスト容器等購入助成のあり方について検討する。コンポスト教室の開催などにより普及に努め、段ボールコンポストなどを参考として処理の方式や堆肥の有効活用についてホームページや広報等を通じて、情報提供を行っていく。

③水切り運動推進（拡充）

生ごみの約7～8割りは水分である。普段捨てている生ごみを「もう一絞り」することで、約10%の水分を減らすことが可能であることから「ひとしぼり運動」を展開し、市民生活への定着を図る。また、生ごみの水切りは、ごみ質の改善にも効果が期待できる。

(備考) 一部地域で実施されている家庭系生ごみ堆肥化事業については、下水道の整備によるし尿汲み取り量等の減少に伴うし尿等収集運搬業者への支援事業として別法律に基づき実施されているもので、市のごみ減量施策またはモデル事業として位置付けられたものでないことから、本計画の対象とはしていない。

2) 事業系ごみ

①生ごみ減量化の推進（拡充）

加工残渣、売れ残り商品、調理くず、食べ残り商品などの発生抑制や食品廃棄物の再生利用の推進を図る。

②適法焼却炉の指導（継続）

事業者が自ら設置している焼却炉については、廃棄物処理法や大気汚染防止法など関連法令を遵守した適法施設であることが重要である。引き続き適法焼却炉の指導を行う。

(2) 資源回収の促進

集団回収や店頭回収、拠点回収などを有効活用し、資源回収の促進を図る。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①紙の集団資源回収の促進（継続）

燃やせるごみに占める紙類の量は多く、約4割を占める。その多くが資源化可能なものであり、集団資源回収を通じて雑紙等のさらなる啓発を実施し、紙類の資源化を促進する。また、集団回収未実施地域の把握と啓発を実施し、集団資源回収の活性化と回収量の増を図る。

②かん、びん等集団資源回収の創設等（新規）

現在紙類のみ実施されている集団資源回収の品目を見直し、かん、びん等を含めた集団資源回収制度を創設し、多様な資源化手段の確保を目指す。

③集団資源回収等に係る支援の拡大（拡充）

集団資源回収等に伴う団体等に対する補助金については、市民の資源化意識の促進や市況に見合った価格とするため、他都市の状況や古紙市場価格の調査により補助単価を適宜見直していくこととする。

④拠点回収の拡充（拡充）

現在拠点回収を実施している牛乳パック、乾電池のほか、廃食油及び蛍光管についても、拠点回収場所の設置を検討する。

⑤店舗回収の推進（継続）

店舗回収は、消費者が購入時に持参することで効率的な資源回収が可能であるため、店舗回収を推進する。また、店舗回収実施店について、ホームページや広報等において掲載し、より一層の啓発を図る。

⑥適正処理困難物の再生利用委託（新規）【重点取組事項】

適正処理困難物をストックヤードで受入し、再生処理可能な物については廃棄物処理業者へ処理を委託し、資源化を推進する。

2) 事業系ごみ

①資源回収の促進（拡充）

オフィス等の事業系ごみには紙類が多く含まれているが、機密性の観点等から資源化に回っている量はわずかである。近年は機密性を保ちながら資源化できる業者も存在することから、紙の資源化に向けた普及・啓発を推進する。また、事業活動に伴い排出されるごみについては、性状が似たものが比較的まとまった量で発生するので、資源回収を促進するための制度化について検討する。

②製造販売責任の徹底（継続）

製造販売責任の徹底に向け、事業者に自主的な製品回収やリサイクルしやすい商品の開発等について、引き続き啓発を実施する。

(3) 制度による規制

排出量を制限することで、ごみ減量の意識を定着させる。また、家庭ごみの有料化や処理手数料の見直しについては、経済的側面から発生抑制を推進する理由づけとなるため、極めて有効な手段である。なお、実施にあたってはリバウンド対策や不法投棄対策等とあわせて検討する必要がある。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①ごみの有料化制度（新規）【重点取組事項】

平成 22 年度に大津市廃棄物減量等推進審議会から「家庭ごみの有料化」は持続的なごみ減量や資源化効果が期待でき、負担の公平化が図れる施策であることから導入すべきであると答申を受けた。

社会情勢やごみ量の動向などを総合的に検討し、適切な時期に市民説明、条例改正等の手続きに入る。また、本施策実施による減量数値は、現時点で減量化目標の数値に含んでいないが、少なくとも中間年度の見直しの際には、具体的な計画数値を算入する。

②ごみの発生抑制に向けた啓発の推進（拡充）

本市ではごみ集積所への排出について、1 回の収集につき 1 人あたり 20 リットル以下と規定しているが、現況に鑑みて排出量の見直しを行い、ごみの発生抑制に向けた啓発を引き続き実施する。

③処理手数料の見直し（拡充）

搬入手数料について、処理経費に対する負担の割合や他の自治体との均衡、市の財政状況など総合的に勘案して定期的に検証し、適正な手数料設定について検討する。

2) 事業系ごみ

①発生抑制の推進（新規）

事業系ごみについても排出ごみ種の制限制度の創設について検討し、事業系ごみの発生抑制を推進する。

②処理手数料の見直し（拡充）

事業系ごみ手数料について、処理経費に対する負担の割合や他の自治体との均衡、市の財政状況など総合的に勘案して定期的に検証し、適正な手数料設定について検討する。

(4) 適正排出の徹底

分別区分を遵守することにより、ごみの資源化を徹底し、適正処理を推進する。また、事業系ごみについては、廃棄物の性状による区分「事業系一般廃棄物、産業廃棄物」を徹底し、産業廃棄物の混入を防止する。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①分別の徹底と啓発強化（継続）

広報やホームページを通じて家庭系ごみの分別基準について繰り返し啓発を実施し、分別基準についてさらなる周知徹底を図る。

特にプラスチック製容器包装については、より一層の分別を徹底するため、自治会回覧の活用や店頭啓発、イベント等の実施により回収量の増を図る。

本市の分別基準に満たない分別の不十分なごみについては、取り残しシールを活用し、資源ごみの高品質化へ誘導する。

②環境整備推進員等、地域との連携（拡充）

環境整備推進員等リーダーとなる市民により、地域における排出ルール徹底の指導や分別方法の周知を図る。

③集積所管理責任の徹底（継続）

集積所の管理責任を徹底し、集積所の清掃、分別不十分なごみの持ち帰り等、集積所周辺の衛生対策について引き続き啓発を実施する。

④不法投棄対策の徹底（継続）【重点取組事項】

巡回パトロールや不法投棄多発地区の設定及び重点パトロール等による不法投棄対策を徹底し、市としての厳しい姿勢を明確にする。

2) 事業系ごみ

①分別基準の周知徹底（継続）

広報やホームページを通じて事業系ごみの分別基準について繰り返し啓発を実施し、分別基準についてさらなる周知徹底を図る。

②不適正排出の排除（拡充）

広報やホームページを通じて産業廃棄物との明確な区分等について情報提供を実施する。また、定期的に搬入時検査を行い、分別基準の確認等を実施することにより、不適正排出を排除する。

③排出者責任の徹底（継続）

事業活動による廃棄物については、排出者である事業者が責任を持って処理すべきであることについて、広報やホームページを通じて法的根拠等を踏まえた情報提供を行い、排出者責任の徹底を図る。

(5) 効率的な排出の徹底

資源ごみについては、収集段階での工夫により、資源化不適物の削減を図ることが可能である。びん類のコンテナ収集について検討を行うなど、効率的な排出に対する対策を講じる。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①びん等コンテナ収集（新規）

びん等資源化物のコンテナ収集について他市の事例等を調査・研究し、本市の状況を踏まえた効率的な排出方法について検討する。

②集積所に対するケージ設置等に対する支援（新規）

日常のごみ出しに対する支援策として集積所にケージ等を設置する際、設置費用の一部に対する補助金制度を創設し、集積所周辺の美観対策及び衛生対策を講じる。

2) 事業系ごみ

①保管基準の徹底（継続）

事業系ごみの保管基準を徹底し、廃棄物の漏洩や飛散等を防止する。

3. 資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践【収集運搬・処理処分での対策】

(1) 収集方法の検討

環境負荷低減に向けた収集方法について検討を実施する。また、施設整備に合致した収集方法を採用することにより、経費削減及び再生利用率の向上が期待できる。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①びん等コンテナ収集車両導入（新規）

びん等資源化物のコンテナ収集について他市の事例等を調査・研究し、本市の状況を踏まえ、効率的なコンテナ収集車両の導入について検討する。

②プラスチック製容器包装収集日の増設（新規）

市民アンケートなどにおいて要望の多いプラスチック製容器包装の収集頻度について、費用対効果及び可燃ごみ処理施設のごみ質に与える影響等を踏まえて検討する。

2) 事業系ごみ

①産業廃棄物の徹底排除（拡充）【重点取組事項】

事業者への廃棄物処理法の主旨に基づく廃棄物の区分を明確にし、周知・徹底を行うことにより、排出時における産業廃棄物の事業系一般廃棄物への混入を防止する。特に業種指定のない産業廃棄物については識別しやすいため、同法の解釈の徹底を図る。

②モデル契約書の作成（新規）

収集運搬については事業者ごとに個別契約しているが、適正処理推進のため事業者が委託契約する際に共通した契約となるようモデル契約書の作成について検討する。

③マニフェスト制度の創設（新規）

産業廃棄物において制度化されているマニフェスト制度について、事業系一般廃棄物についても同制度を参考にした制度の創設について検討し、減量意識の向上や適正処理の推進を図る。

(2) 適正収集の促進

適正収集を促進し、効率的かつ効果的な収集運搬体制を構築する。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①車両重量計の設置（新規）

収集車両に重量計を設置し、大型ごみ等収集の際の重量把握及び収集作業の効率化を推進する。

②GPS機能搭載等（新規）

収集車両にGPS機能を搭載し、取り残した収集地区の応援等、効率的な収集運搬体制を構築する。また車両、庁舎、施設との電子データの接続等により、データ共有システムの構築を図る。

2) 事業系ごみ

①優良排出者制度の創設（新規）

減量計画書に基づき、ごみの分別・減量化計画について積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、より一層の事業系ごみ減量に関する取り組みを推進する。

②許可業者の制限等（新規拡充）

本市の事業系ごみ収集量及び許可業者の許可件数について精査を行い、新規申請については、許可要件を厳格化し、適正業者数の確保に努める。

業者に対しての研修等を通じ、汚水もれ等の不備が生じないよう収集車両の整備徹底を図る。

(3) 資源回収の促進

効率的な資源回収を実現するために必要な施設の整備を行う。なお、民間施設に委託する方が効率的なものについては、外部委託の可能性についても検討を実施する。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①びん等コンテナ施設の設置（新規）

びん等資源化物のコンテナ収集の検討に合わせ、コンテナ収集に対応した選別施設の設置について検討する。

②選別機器の強化（拡充）

各種選別機器について費用対効果を踏まえた上で必要なものについて強化を図り、資源化率の向上と残渣発生率の削減に努める。

③資源広域回収保管場所の設置（新規）

設置可能な箇所については、ストックヤードを設置しモデル的に実施する。地域で設置要望がある場合については、助成措置について検討する。

2) 事業系ごみ

①刈草剪定枝再生利用の推進（新規）【重点取組事項】

剪定枝等の資源化を図るため、これまでの実験段階から生じた問題点を整理し、運営形態や経費比較等を検討の上、最適な方策を選択し、本格実施を目指す。

②広域指定制度の充実（拡充）

環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの（製品端材等）を広域的に回収し、製品原料等にリサイクルまたは適正処理が可能である広域指定制度の充実を図り、効率的な資源回収システムを推進する。

(4) 処理施設の充実

本市の焼却処理施設は、いずれも稼働後 20 年以上経過し、老朽化に伴う施設更新が必要である。施設整備にあたっては、3 施設処理体制を基本として、効率的な施設整備を目指すこととする。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①長期計画に基づく合理的な施設設置（新規）【重点取組事項】

長期計画に基づき、現在稼働しているそれぞれの処理施設における機能の充実を図る。具体的には現有施設の機能回復及び延命化を図りつつ、施設の更新計画を踏まえ、効率的なエネルギー回収が可能な新施設の整備を実施する。

(5) 最終処分場の充実

最終処分場の有効活用の観点から、最終処分場の延命化に必要な対策を講じる。また、フェニックス計画にも継続参加し、最終処分場の安定的確保に努める。

【具体的施策】

1) 家庭系ごみ

①最終処分場の受入制限強化（拡充）

最終処分場での受入基準を厳格化し、分別基準等を満たさないものについては受入拒否することにより、最終処分場の適正かつ効率的な利用に努める。

②フェニックス計画への参画継続（継続）

フェニックス計画については参画を継続し、焼却残渣の最終処分について安定的確保を図る。

2) 事業系ごみ

①産業廃棄物の徹底排除（拡充）【重点取組事項】

事業者への廃棄物処理法の主旨に基づく廃棄物の区分を明確にし、周知・徹底を行うことにより、最終処分時における産業廃棄物の事業系一般廃棄物への混入を防止する。特に業種指定のない産業廃棄物については識別しやすいため、同法の解釈の徹底を図る。

第5節 収集運搬計画

収集運搬は、本市全域から排出されるごみを迅速に集め、市民の生活環境に支障がないように中間処理施設まで運搬することが目的である。本市においては、まず発生抑制による発生源での減量化を推進し、さらにその結果排出される廃棄物に対して、分別収集することにより、資源化が可能なものを選別し、再生利用の推進を図ることとする。

また、本市の処理・処分の形態に即した分別排出の徹底を市民に要請し、適正処理の実施を推進する。このように本市の収集・運搬は、再資源化及び適正処理の推進を踏まえ、合理的かつ効率的な体制を整備することを目標とする。

1. 収集運搬の主体

本市から発生する家庭系ごみの収集運搬については、本市が行うものとする。また、事業系ごみについては本市が許可する収集運搬許可業者により収集を行うこととする。

2. 分別の種類・区分及び分別の方法等

(1) 収集区域

収集区域は本市の全域とする。

(2) 収集方法

現在、本市の家庭系ごみについては、ステーション方式、戸別回収（大型ごみ）及び拠点回収による収集を行う。

(3) 分別収集体制

収集品目については（表 3-2-1 及び表 3-2-2 P15）のとおり現状の体制を維持しつつ、必要に応じて検討を行う。

3. 計画ごみ収集量

ごみ収集量の見込みを表 5-5-1 に示す。ごみ収集量は、減量化・再資源化目標年度である平成 32 年度で家庭系が 62,392 t/年、事業系（直接搬入量）が 32,193 t/年である。

表 5-5-1 ごみ収集量の見込み

(単位:t)

年度/項目	H19	H27	H32
ごみ収集量	114,402	100,239	94,585
家庭系ごみ収集量	74,856	65,742	62,392
燃やせるごみ	60,905	57,602	54,088
燃やせないごみ	1,719	1,838	1,808
資源ごみ	6,129	5,764	6,097
乾電池	39	38	37
大型ごみ	6,064	500	362
事業系ごみ(直接搬入量)	39,546	34,497	32,193
燃やせるごみ	36,425	30,996	29,612
燃やせないごみ	907	1,313	1,284
資源ごみ	300	200	0
大型ごみ	1,915	1,988	1,297

注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第6節 中間処理計画

中間処理は、収集運搬されたごみを減容化・再資源化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程である。

本市では、中間処理において、再資源化が可能なものについては積極的に資源化を行うこととし、燃やせるごみについては、焼却処理施設にて焼却処理を、燃やせないごみ等は粗大ごみ処理施設にて処理した後、残渣等の埋立処分を行うこととする。

1. 中間処理の主体

本市域内から収集された一般廃棄物（ごみ）の中間処理については、本市の焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等において中間処理を行う。

2. 中間処理施設及び中間処理量

(1) 施設の種類、能力及び方式

中間処理施設の概要については（表 3-4-1～表 3-4-3 P20）に示したとおりである。なお、老朽化に伴う焼却処理施設の更新については、効率的なエネルギー回収を目指すとともに、安全・安心な施設整備に取り組むこととする。

(2) 計画処理量

1) 焼却処理施設

焼却処理施設への搬入量の見込みを表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1 焼却処理施設への搬入量の見込み

(単位:t)

年度/項目	H19	H27	H32
焼却処理施設	103,612	91,805	86,488
収集ごみ	97,330	88,598	83,700
家庭系燃やせるごみ	60,905	57,602	54,088
事業系燃やせるごみ	36,425	30,996	29,612
処理後可燃物	6,282	3,207	2,788
破碎後可燃	5,944	2,904	2,448
選別後可燃	338	303	340

2) 粗大ごみ処理施設等

粗大ごみ処理施設等への搬入量の見込みを表 5-6-2 に示す。

表 5-6-2 粗大ごみ処理施設等への搬入量の見込み

(単位:t)

年度/項目	H19	H27	H32
破碎処理施設	10,605	5,639	4,751
家庭系燃やせないごみ	1,719	1,838	1,808
家庭系大型ごみ	6,064	500	362
事業系燃やせないごみ	907	1,313	1,284
事業系大型ごみ	1,915	1,988	1,297

第7節 最終処分計画

本市における一連のごみ処理システムの中で発生したごみは、排出、収集・運搬及び中間処理の各段階で減量化、再資源化を実施している。

ごみの減量化は最終処分場での処分量を低減することが大きな目的であり、本市ではごみの減量化を行うことにより焼却灰及び埋立対象物の減量化を図ることとする。

1. 最終処分の主体

中間処理後の最終処分については、本市が管理・運営する最終処分場及び大阪湾フェニックス計画に基づき、大阪湾臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っている。なお、大阪湾フェニックス計画については、平成33年度までの計画であることから、引き続き新たな処分容量の確保に向けて働き掛けていくとともに、ごみの減量化により処分場の延命に努めることとする。

2. 最終処分量

最終処分量の見込みを表5-7-1に示す。

表5-7-1 最終処分量の見込み

(単位:t)

年度/項目	H19	H27	H32
最終処分量	17,873	13,143	11,964
焼却残渣	12,005	10,374	9,773
かん選別不燃	232	154	142
びん選別不燃	2,028	709	444
収集燃やせないごみ埋立	3,608	621	611
直搬燃やせないごみ埋立		444	434
収集大型ごみ埋立		169	122
直搬大型ごみ埋立		672	438

第8節 重点取組事項

1. リユース事業の推進

リユースの推進は製品の使用期間を長期化し、廃棄物の発生抑制に寄与することから、リサイクルの前にリユースを進めることが大切である。平成4年度から年に1度のイベントとして開催してきたリサイクルマーケットの中で、市民から提供を受けたリユース品の提供を実施してきたが、常設のリユース施設がほしいという要望はイベント参加者の中でも大変多い。

平成22年度策定のリユース事業基本構想に基づき、運営や流通手段、施設配置等について検討し、市民に親しんでもらえる拠点施設としてリユースセンターを整備する。

またこの拠点施設を活用して、イベント、モデル事業、体験学習、工房等を実施し、市民のリユースへの取組を支援する。

2. 一般廃棄物処理施設の整備計画

一般廃棄物の適正な処理体制が確保できるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備を計画的に推進する。

中間処理施設については、本市の市街地形状から北部、中部、南部で分散することによる効率性及び災害対応や長期施設停止等のリスク低減等のため、南部クリーンセンターの整備、環境美化センターと北部クリーンセンターの建替更新による3施設処理体制を基本に整備を進めていく。

最終処分場については、大田廃棄物最終処分場（第1期）、北部廃棄物最終処分場がそれぞれ計画期間内に埋立完了予定であることから、埋立完了後も適正処分ができるよう大田廃棄物最終処分場（第2期）の整備等、次期整備計画を策定して整備を進める。

しかしながら、集中した期間に巨額の財政負担を伴うことから、整備経費の圧縮や財政負担の平準化に努めた整備計画を策定するとともに今後、本基本計画の施策実施や市民等の努力による今後のごみ量推移や社会背景の変動等に応じ、規模等について適宜見直しを行う。

いずれにしても既存の廃棄物処理施設の徹底的な活用が必要であることからストックマネジメントの概念により、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

3. 家庭ごみの有料化制度

平成23年1月に大津市廃棄物減量等推進審議会からごみ減量効果や負担公平化、周辺自治体の実施状況に鑑みて、「家庭ごみの有料化」を実施すべきであるとの答申を受けた。

答申にあたっては、大津市廃棄物減量等推進審議会から、本制度の導入には、市民の理解を充分に得ることや、ごみ減量に尽力してこられた諸団体、諸活動との連携を一層強めること、これまで以上にごみ減量および資源化に係る施策の充実に努めることとの意見が付け加えられている。

ごみ量や社会情勢などの情勢を見極め、適切な時期に、実施に向けての制度設計、条例改正等の手続きに入ることを検討する。

制度導入の場合には、市民に対して十分な説明、周知の期間を確保し、その理解に努めることとする。

4. 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分の明確化

平成21年4月に本市が中核市に移行し、一般廃棄物だけでなく産業廃棄物に係る業務についても、県から権限移譲され、所管することになったことから、事業系の一般廃棄物と産業廃棄物の区分をより明確化していく責務がある。

産業廃棄物を持ちこませないために、事業系ごみの展開調査等を実施し、その方針の徹底を図る。事業系の資源化物（かん、びん、ペットボトル）については、施設への搬入を停止する方向で検討し、実施する。

5. 刈草剪定枝再生利用の推進

バイオマスの利活用を推進する観点から、公共施設より生じる刈草剪定枝については、再生利用実験を実施してきたが、平成23年度をもって堆肥化実験を終了し、実験結果の検証と本格実施に向けた手法について検討を進める。

平成22年度策定の刈草剪定枝再生利用事業基本計画の方針に基づき、これまでの実験段階から発生した問題点を整理し、再製品の品質や安全性の確保を前提としつつ、運営形態ごとに経費比較等を行うことにより、本市にとって最適な方策を選択し、計画期間中の本格実施を目指す。

6. 適正処理困難物再生利用の推進

市民サービスの向上や不法投棄の未然防止のため、市の処理施設で処理できない適正処理困難物をストックヤードで受入し、再生処理可能な物については廃棄物処理業者へ処理を委託する。また解体が可能なものについては、これを分解解体する。受入にあたっては、運搬及び処理に係る手数料の設定について検討する。

7. 不法投棄等不適正処理対策事業の推進

不法投棄、野外焼却及び不適正保管等の不適正処理事案に対して、早期発見、早期是正を監視パトロールや是正指導により行う。

廃棄物の不適正処理について、行為者を追求し是正指導を行うとともに、行為者が不明な場合は、地権者や土地管理者に対して是正を求め原状回復に努める。

第9節 計画の推進にあたって

1. 啓発活動の推進

ごみの減量化目標を達成するためには、市民や事業者の自主的で主体的な取り組みが必要であり、分別方法やごみ出しルールをはじめ、ごみ処理の状況やごみの減量方法、資源化の方法といった情報をわかりやすく伝えていく必要がある。

広報、ホームページ、パンフレット、チラシといった情報発信はもちろん、情報が共有化できるよう、マスメディアの活用、啓発用DVDやビデオの作成、電車ラッピング、3Rや環境イベントの開催など、あらゆる媒体や機会を活用して広く情報提供ができるように努め、単発的な取り組みではなく、継続して繰り返し啓発できるように実施する。

3R推進月間やごみ減量月間などのキャンペーンを実施するなど、集中的な啓発にも努めていく。一方で市民からの知恵を「お家の知恵袋」として編集するなど、双方向的な活動となるように取り組んでいく。

事業者に対しては、経済的なインセンティブも踏まえて、ごみ減量や資源化への行動を誘導していく。

また、地域における啓発活動が広がっていくよう環境整備推進員等に対する研修や説明会、意見交換会を開催し、機能的できめ細やかな対応を図る。

2. 環境学習の推進

循環型社会の重要性や具体的な取り組みを進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要で、廃棄物の発生抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識づけを図ることが必要である。

とりわけ次代を担う子どもたちへの環境学習は、若年時からごみ減量や資源化の意識付けとなり、その波及効果も大きいことから小中学校等への環境学習を推進する。

小学校4年生の学習教材である「くらしとごみ」の継続、充実や施設見学の実施、イベント開催と連動した絵画、標語等の募集や表彰といった機会を通じて、効果的なごみ学習ができるよう図っていく。

リユースセンターや環境交流館における体験学習やリサイクル教室などの企画立案や出前講座などの活用により、それぞれの世代や立場の市民や事業者に学習機会が提供できるよう事業を展開していく。

3. 今後の進捗管理

基本計画の実施のために必要な各年度の事業については単年度ごとに実施計画を策定し、具体的にこれを定める。

年度ごとの計画の進捗については、その達成度や状況を適確に評価ができるように年次ごとの目標を定め、それに対する実績の推移を点検していく。

その結果については、広く市民に対し公開し、ごみ減量意識や資源化意識の向上へつなげていくこととする。

また、費用分析については、これまで独自に行ってきたが、今後は国の定める一般廃棄物会計基準の分析手法を導入する。

4. 中間年度における見直し

本計画については、施策の成果や実績を踏まえて、中間目標年度（平成27年度）に見直すこととする。また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には弾力的に見直しを行う。改定を行う場合にあっては市民に対して理解と協力を得るように努める。

5. 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化対策は緊急の課題であり、本市においても「アジェンダ21おおつ」に基づき、取り組みを進めている。

市民、事業者、行政が一体となったごみ減量が、焼却時の温室効果ガス排出抑制につながり、効率的なごみ処理体制の整備が、石油由来のエネルギー使用量の削減に資することからも、常に地球環境保全の視点を持って廃棄物処理に係わる事業の展開を図る。

この視点から施策の妥当性についても検討していく。

6. 市民、事業者、行政の協働による推進

ごみの減量化と資源化の施策を推進していくためには、市民、事業者、行政の協働による取り組みが不可欠である。ごみ減量と資源再利用推進会議との連携を強化し、一体となった取り組みが展開できるようにその協力体制の構築をさらに進める。

第10節 その他必要な事項

1. 美化活動等の取扱方針

地域における美化活動については、まちをきれいにする意識向上やその啓発の点から収集及び搬入にあたり本市としてもその活動を支援しているところであるが、実施にあたっては別途定める要領により行うものとする。

2. 在宅医療廃棄物

在宅医療の進展に伴い、家庭から在宅医療で使用した材料が排出されるようになってきている。非鋭利なものや鋭利なものでも安全な仕組みをもつものについては、市で収集を行うが、注射器、注射針等の鋭利なものや、非鋭利なものでも感染性のあるものについては、医療機関等へ返却することとする。

3. 動物等の死体収集

犬、猫等の野良、野生動物死体収集については、別途定める要領により取り扱うものとする。

4. 災害廃棄物

大津市防災会議の「大津市地域防災計画」に基づき、震災廃棄物、水害廃棄物等災害廃棄物の処理について適切に対処する。